

北部ウェイルズの「植民地化」と

ケルト的土地所有の変容

高橋 和男

一 はじめに

十四・五世紀のウェイルズの社会経済史を研究しようとするとき、どうしても、同時代のイングランドとの関係をはつきりさせておくことが必要となる。ウェイルズは今日でもウェイルズ語を「国語」として用いていることからわかるように、きわめて「ナショナルリズム」の気風の強い「国」である。こうした「ナショナルリズム」もしくは反イングランド感情は、十三世紀末のイングランドによる「ウェイルズ征服」に由来するものである。われわれは、十五世紀の初頭には農民一揆というかたちで、反イングランド感情が噴出するのを見る。従って少なく

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の変容

とも十三世紀以降のウェイルズ史は、イングランドとの関係をぬきにして語ることはできない。

さしあたり、当面の時期のイングランドとウェイルズとの関係を、イギリス史という立場にたつて、純然たる「国内問題」とみなすか、あるいは両者の民族的、言語的、経済的、国制的、そして文化的等々の相違に着目して、これを純然たる「対外関係」として捉えるべきか、というように問題をたてることもできる。けれども、前者の立場をとればウェイルズ史研究の意味は半減し、地方史の次元に貶められてしまう。だがそうかといって、後者の立場は、両者の歴史的な関係を十分に考慮するならば、われわれとしてもそう簡単にはとれない。(1)(2)とすれば、

さしあたり、イングランド王権にとっては「ウェイルズ問題」は「対外関係と国内問題とのいわば中間にある、そのどちらともいえる問題」⁽³⁾である、という見方も、十分なりたちうるし、いな、むしろこうした把握こそ両者の関係の理解としての射ているというべきなかもしれない。

ところで、イングランドとウェイルズとの関係というこの問題のコロラーとして、スコットランドと、そして周知のアイerlandとの問題があることはいうまでもない⁽⁴⁾。とりわけアイerlandに関しては、わが国では戦前からの研究史を有しているが、松尾太郎氏の『近代イギリス国際経済政策史研究』はその最近の研究成果の一つである⁽⁵⁾。この本の中で松尾氏がアイerland社会の特質について次のような指摘を行なっていることは、ウェイルズ史研究にとっても示唆的である。「アイerland前近代社会の根幹をなしていた土地所有の本源的形式は『血族共同体』であり、アイerlandがいわば『ヨーロッパにおけるアジア』⁽⁶⁾とでも言うべき特質を有していた。」と。引用文中のヨーロッパがほかならぬイングランド(いわゆるイギリス)を指すものであることは、直ちに理解されるであろう⁽⁷⁾。

ウェイルズもまた、「ヨーロッパにおけるアジア」と呼ぶような特質を、やはり有していたといえる。そればかりか、中世後期から近世にかけてのウェイルズ史をみると、最近の諸研究は、ウェイルズがまさに「ヨーロッパとアジア」というフレーズで表現されうるような、イングランドに対する従属関

係にあったことを明らかにしている⁽⁸⁾。たとえばデーヴィス(D. Davies)は、エドワード一世の「ウェイルズ征服」(一二八二—三年)の意義をウェイルズの「植民地化」とし、「征服」から十六世紀の初めにかけてのウェイルズが、まさにイングランドの「植民地」にほかならなかつたことを論証しようと努めている⁽⁹⁾。

デーヴィスの「植民地ウェイルズ」論は本論でさらに敷衍することにして、ここでは一応、小論がイングランドとウェイルズとの関係を、一種の「植民地」支配・従属関係として捉える立場を前提としていることをまづ明らかにしておきたい。

では、このような観点に立つことによって、いかなる問題が浮びあがってくるのか。経済史的にはつぎのような二つの問題をとりあえず設定することができよう。

周知のように十四・五世紀は、イギリス経済史のうえでいわゆる「封建制の危機」と呼ばれる時期にあたる。この「封建制の危機」を「領主経済(＝財産)の危機」といい換えたうえで、では危機に見舞われたイングランドの領主階級にとって、そしてイングランドにとって、「ウェイルズ征服」とその「植民地化」はいかなる意味をもったのか、という問題が一つ。あのバラ戦争の一方の側であるランカスター王権の拠って立つ基盤が、北部イングランドのそれと共に、ウェイルズにおける大所領にあったことを考えれば、この問いのもつ重要性は自ずと明らかであろう⁽¹⁰⁾。

第二の問題は、そしてこれが小論の直接の課題でもあるのだが、イングランドの「植民地支配体制」の下で、ウェイルズとケルトの共同体はどのように変容せしめられたのか、という点である。端的にいえば、イングランド大貴族の所領経済の枠組の中に入れられたウェイルズ社会は、それにいかに対応していたのか、つまりそうした枠組の中でいかなる発展を遂げていったのかという問題である。

最初の問題は、本題のいわば枠組ともなっている大きな問題であり、ここでは単にその輪郭を粗描するだけにとどめざるをえない。そして主題をめぐる考察も、そうした枠組を念頭に置いたうえで、あくまでも共同体的土地所有の変容・解体という側面に、若干の照明をあてることを意図しているにすぎない。

(1) *The Agrarian History of England and Wales*, Vol. IV, ed. J. Thirk (Cambridge, 1967), 275-288. 総編集者ニンバーン (H. P. R. Finberg) の序を参照。

(2) この立場は、ウェイルズの自立的な社会発展を説く本国の歴史家がしばしば用いるものである。そのよい例が、*Glamorgan County History*, Vol. III: *The Middle Ages*, ed. T. B. Pugh (Cardiff, 1971) である。この本はサラケルガンに於ける十一世紀以降のノルマン化を無視している。cf. *Welsh. H. R.*, Vol. 6, No. 4, 1973, pp. 475-8.

(3) 城戸毅「十四・五世紀」〔青山・今井・越智・松浦編、『イギリス史研究入門』(山川出版社、一九七三年)所収〕八一頁。

(4) 角山栄氏による次注の松尾氏の著書に対する書評『社会経済

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の変容

史学』第四〇巻第一号、一九七四年)を参照。

(5) 松尾太郎、『近代イギリス国際経済政策史研究』(法政大学出版局、一九七三年)。

(6) 同書、三頁。

(7) さしあたって大塚久雄、『共同体の基礎理論』(岩波書店、一九五五年)、第三章を参照。

(8) R. R. Davies, 'Colonial Wales', *Past and Present*, No. 65, 1974; D. H. Owen, 'The Englishry of Denbigh: An English Colony in Medieval Wales', *The Transactions of the Honourable Society of Cymmrodorion*, Sessions 1974 and 1975.

(9) Davies, *ibid.*, pp. 3-4.

(10) 角山栄、『資本主義の成立過程』(ミネルヴァ書房、一九五六年)第一章第三節を参照。

二 「植民地」ウェイルズ

最初に、エドワード一世による北部ウェイルズの「征服」がいかなる意味で「植民地化」(colonization)であったのかを明らかにしておく。『ノルマン・コンクエスト』(一〇六六年)以降徐々に、ウェイルズの各地に進出したイングランドが、ウェイルズにおけるシャイア制の確立・普及を通じて、「単一国家」を形成しつつあった⁽¹⁾、という認識に対し、異論をさしはさむ者はないであろう。だがしかし、部族制社会ウェイルズの最後の堡壘である北部のグイネッド(Gwynedd)がイングラン

ド軍によって征服されたことは、それとは全く別の文脈に属する事柄である。

近年漸くこのエドワードの「征服」に関しては従来とは全く異なる観点からの、その再評価の気運が本国でみられるようになったが、なかでも、デーヴィスは、「植民地ウェイルズ」と題する挑戦的な論文において、エドワードの征服が同時に 'Edwardian colonization of Wales' でもあったことをきわめて説得的に主張している。⁽³⁾ デーヴィスは、アングロサクソンの早くからのウェイルズへの進出を認めながらも、一二八二—三年の征服が独自の意味をもつことを、つぎのような特徴を挙げて指摘している。⁽⁴⁾ (一) イングランド人には未踏のグイネッドの征服、(二) 国家(国王及び大諸侯の一部を中心とする) 指導型の計画的植民、(三) 一挙的な植民地建設、(colonization at a stroke) (例) 入植民がほとんどイングランド人からなること、そして(四) このようなウェイルズへの植民は、産業革命以前のものとしては、最大にして、最後のものであったこと、など。

このようにエドワードの「ウェイルズ征服」が、それ以前のイングランド大貴族、とりわけ辺境領主の個別の侵略とははっきりと区別されるイングランドの国家事業 \parallel 植民地建設という性格をもっていたとするのがデーヴィスの主張である。ただ一口に国家主導型といっても、この場合、あくまでもエドワード一世が、大直接受封者に対する王権の優位、主導権の回復を企図しながら、巧みに有力大諸侯の軍事力を利用したものである

ことをわれわれは見落してはならないであろう。⁽⁵⁾

デーヴィスのいう「植民地化」(colonization) の定義を(一)に引いておこう。「植民地化」(あるいは植民地建設) とは、(外国の) 統治権力から切り離され、それに従属する他民族に対する支配の確立と、その持続的な維持である」というのがそれである。⁽⁶⁾ この目的のために、イングランドの支配者らは、大規模な「民族の入れ替え」を行なって、バラ、イングリッシュリー (Englishry) と呼ばれるイングランド人入植地域をつくりあげた。

デンビー所領の場合、初代領主ヘンリー・ド・レイシィが最初に着手したのがバラの市壁の建設であった、といわれるように、バラはイングランド人入植民の防衛の拠点であり、またイングランド人だけがそこでの商業活動を独占しえたところの特権的商業地域であった。こうしたバラにとっては在地のウェイルズ人は、まさしく「*forinsecus, foreigner*」にはかならず、バラという特権区域 (liberty) の、物理的にも、法制的にも、埒外にあった存在なのであった。⁽⁸⁾ イングリッシュリーもまた、イングランド人入植民の排他的な定住地域として建設されたもので、デンビー・バラの近くに位置した Llewenni がそれである。⁽⁹⁾ ここには主だった入植民が特権的な条件で領主から保有する大規模な所領がすべて集中し、バラと共に「植民地」の中核をなしていた。

デンビー所領への入植民中一三三四年当時最大の土地保有者

であるハルトン家 (the Hultons) ノーフォーク伯ロジャ・ビ
グロット (Roger Bigod) の息子ウォー・ビグロット (Hugh Bigod)
の子孫といわれているビグロット家 (the Bigots) ランカスター
伯トマスの家臣 (聖職者) Henri de Clitherhou, あるいは、
官職保有を通じて一世紀後には、デンビー最大土地保有者とな
るソールズベリ家 (the Salsburys) 及びシーモア家 (the
Seymoures) などが入植したのもこのイングリッシュェリー
であった。このうち、ハルトン家、Henri de Clitherhou は、
Leweni の他の有力入植民と共に、リンカーン伯によって創
設された牧牛場 (paccaria)・Archwedlog において、'stock
and land lease' による牧畜経営を行なっている。⁽¹³⁾

このようにバラ、イングリッシュェリー、牧牛場などにおいて、
北部ウェイルズの場合にはデンビー所領における、「植民地
化」状況は最も明瞭に看取されるといえる。そしてまたこれら
の地域が baillif of Englishry (Ballius Anglicorum) とこの役
人によつて統治され、raglot, ringild 等の在地の役人 (com-
motal officers) の統制には服さなかつたことも大きな特色で
ある。⁽¹⁴⁾

因みにデーヴィスは、イングランドがウェイルズで政治的支
配を樹立したことをもって、「帝国主義」とも規定している
が、それはともかくとして、この政治的支配の及ぶ範囲が、さ
しあたり中央の・トップレベルの司法・行政に限られていた
ことに注意しなければならない。これに対して地方の・末端の

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の変容

裁判・行政の単位であるコモータ (イングランドのハンドレッ
ドに擬せられる) の職務は、ウェイルズ人によって「征服」前と
同様に占められていた。⁽¹⁵⁾ この点イングランドの土着民懐柔を意
図する巧妙な統治政策の一端をうかがわせる。しかしまた、こ
れによって、進取的なウェイルズ人に対して、社会的、経済的
に上昇する機会が与えられた点も見逃せないであろう。実際、
「植民地」体制をいわば「下から」支える勢力が、とりわけ一群の
官職保有者を中心に、「征服」直後にすでに抬頭してきていた。
その代表的な例が Ednyfed Fychan 一族であろう。元來この
Ednyfed Fychan は、一二一五年から一二四六年にかけて、
Llywelyn 大王の息子 Dafydd の二代にわたつて家令として
仕えた人物であり、「征服」以前にグィネッドにおいて興隆し
つゝあつた史家のいわゆる官職保有貴族 (official aristocracy)
の典型であつた。⁽¹⁶⁾ 彼はまた北部ウェイルズ最大の氏族を形成し
た Edrud ap Marchud の子孫でもある。『デンビー所領調査
簿』は、一二三四年当時、Ednyfed の曾孫もしくは子孫を
'Wrycion Eden' と呼んでその特権的地位について詳細に記し
ている。⁽¹⁷⁾ この氏族に関しては、'new gentry' 層形成の問題と
の関連で後述する。

かくて、デーヴィスの「植民地化」の定義を、最も直截に表
明するものが、一二八四年の Statute of Rhuddlan である。
いわく、「ウェイルズの国土は、有機体の一員として、(イン
グランド) 王国のわが王権に併合せられ、統合せられた」

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の変容

一一六

- (18) 法制史家キャム(H. Cam)はこれをイングラントが制定した「最初の植民地憲法」と呼び、そしてウェイルズ中世史の権威ロイド(J. E. Lloyd)は「この制定法によつて「ウェイルズの独立時代」に終止符が打たれたとなしたのである」(19)
- (1) T. F. Tout, 'The Welsh Shires', *Y Cymmrodor*, Vol. ix, part 2, 1888, p. 202.
- (2) ただし「ウェイルズの征服」に関する基本的文獻を述べた W. H. Waters, *The Edwardian Settlement of North Wales in its Administrative and Legal Aspects 1284—1343* (Cardiff, 1935) を私は未だ見てゐない。
- (3) ただ「植民地化」とウェイルズ社会の発展との関連があまり問題視されてゐないことを指摘しておく必要はある。
- (4) Davies, *ibid.*, pp. 4—5.
- (5) 角山栄、前掲書、五四—五頁、城戸毅、前掲書、七五頁。
- (6) Davies, *ibid.*, p. 13.
- (7) D. H. Owen, *The Lordship of Denbigh, 1282—1245* (unpublished Ph. D. Thesis of University of Wales, 1967), p. 106.
- (8) Davies, *ibid.*, p. 21.
- (9) Owen, 'The Englishry of Denbigh', pp. 68—70; Davies, *ibid.*, p. 12.
- (10) Owen, *ibid.*, pp. 71—2.
- (11) G. A. Holmes, *The Estates of the Higher Nobility in Fourteenth-Century England* (Cambridge, 1957), p. 137.
- (12) Owen, *Thesis*, pp. 271—4.
- (13) P. Vinogradoff and F. Morgan, *Survey of the Honour of Denbigh 1334* (London, 1914), ff. 195—7.
- (14) Owen, *Thesis*, chap. 5.
- (15) Davies, *op. cit.*, p. 17; G. Roberts, *Aspects of Welsh History* (Cardiff, 1969), esp. XII, 'Wales and England, Antipathy and Sympathy 1282—1485'.
- (16) Roberts, *ibid.*, VI, "Wyrion Eden", pp. 179—214, 301.
- (17) Vinogradoff and Morgan, *op. cit.*, ff. 212, 238, 241, 268—9, 273.
- (18) cited by Davies, *op. cit.*, p. 14.
- (19) Davies, *ibid.*, p. 13; H. Lewis, *Antient Laws of Wales* (London, 1889), Introduction by J. E. Lloyd.

三 「領主経済の危機」とウェイルズ

北部ウェイルズがエドワードの「征服」によつて、体制的にイングラントに組み込まれた状況は、以上でおおむね明らかになれたと考へる。

つぎに十四世紀のイングラントの封建貴族の所領経済と「植民地」北部ウェイルズとの関係を簡単にみておく。

一二八二年以降、北部ウェイルズはごく大きく分けて、王領地(マントングルシー Anglesey、カーナーキン Caernarvon、メリオネス Merioneth の三シャイアに編成)と幾つかの所領(Jordship)とに再編成された。(1) 後者は戦功の恩賞として、征

〔表 I〕 デンビーシャーにおける所領形成 (1282年)

- (1) Lordship of Chirk (=the lands of Llywelyn in the Dee valley)→Roger Mortimer(辺境伯; 1315年 Justicar of North Wales)
- (2) Lordship of Bromfield and Yale (=the confiscated lands of maelor and Ial)→ John de Warenne (サリ伯)
- (3) Lordship of Denbigh (=cantrefi of Rhos and Rhufoniog, and commote of Dinmael)→Henry de Lacy (リンカーン伯)
- (4) Lordship of Ruthin (=cantref of Dyffryn Clwyd, and lands which had formerly belonged to Gwenllian de Lacy)→Reginald Gray

Owen, *Thesis*, chap. 2 より

服戦争に積極的に参加した有力直臣——その多くが伯爵の地位にあった——に与えられた。「表 I」はその一例である。

この表に見出される領主はいずれもイングランドの有数の大地所有者¹¹世俗の大領主である。因みにホームズ(G. A. Holmes)はその著書において、従来「無視されてきた」世俗

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の変容

領 (lay estates) の実態にはじめて本格的なメスを入れたのであるが、それによれば、彼がとりあげた六つの大貴族の家柄のうち、四つ⁽²⁾が (the Mortimers, the Bohuns, the Montagues, Elizabeth de Burgh)⁽³⁾ ウェイルズに領地を所有していたことは明らかである。そしてこれらの大貴族が所有する 'a great honorial complexes' (M. M. Postan) はけたはずれに巨大であった。たとえばデンビー所領の初代領主レイシイ家は、イングランドの「各地に何百というマナ」を所有していたといわれ、『所領調査簿』を作成させたウイリアム・ド・モンタギュー(ソールズベリ伯)⁽⁴⁾ は当時イングランド最大の土地所有者の一人であった。ウイリアムがかかる地位を得た理由というのも、あのエドワード三世との「親密な個人的関係」(ホームズ)によるものであったといわれる。

ところで、このエドワード三世(在位一三二七—一三七七年)の治世は、いわゆる「封建制の危機」と呼ばれる時期にあたる。この時期には領主経済が全般的に衰退するばかりでなく、王権それ自体も一層弱体化する。ここに貴族と王権とが、農民からの強収奪に共通の利害を見出した根拠がある。ウェイルズでもエドワード二世の統治時代から中央行政機関は「気まぐれ」となり、地方の役人もまた「収奪的」かつ「専制的」となっていた⁽⁵⁾。エドワード三世にとって、プリンシパリティ(Principality)は単なる財源、労働力源、或いは彼の臣下に封土を与えるための報酬源でしかなかった。こうした彼の収奪

的政策は、エドワード一世、二世時代のそれとくらべても、一段と激しいものであった。従つて、一四〇〇年に最初北部に起り、やがてウェイルズ全土を席卷したあのオウエン・グリーン・ドール (Owain Glyn Dwr) の大一揆の原因が、エドワード三世時代のイングラントによる貪欲なまでのウェイルズからの収奪にあったというのも当然である。⁽⁶⁾

さて、ホームズの研究のメリットは、十四世紀の領主経済の衰退過程における、世俗大領主のそれへの対応⁽⁷⁾ 危機の克服過程をみるうえで貴重なデータを提供してくれることである。そうしたデータをもとにして彼がだした結論のうち、行論上とりわけ重要な意味をもつと考えられるのは、この危機の過程を通じて、十指にも満たない少数の大貴族の手中に、イングラント及びウェイルズのほとんどの所領——伯爵領と小貴族領——が集積された、ということが第一。第二は、こうした大貴族の所領経営の特質が、十四世紀を通して、貨幣地代及び封建的諸特権からあがる収入、の取得にあつたという指摘である⁽⁸⁾。この点についてはまたポスタンが、十三世紀にすでに世俗大所領の収入の大部分が貨幣地代と封建的諸権利にもとづく領主収入とからなつていたと述べていることに留意すべきであろう⁽⁹⁾。

もとよりホームズにしてもポスタンにしても、世俗大所領で全く直営地耕作が行なわれなかつたといつてはなからではない。ただ、地代収入が直営地生産物の売却収入をうまわわつていた、と主張しているにすぎないのかもしれない。だがここで私

が問題にしたいのは、大貴族がこうした「地代取得者 (rentier) 的」性格を世紀中葉ごろからの経済危機の過程で強めたというのではなく、つまり直営地耕作の廃止の結果としてではなく、それ以前から、或いはそれとはかわりなく、「終始一貫して地代取得者であつた」、とホームズが主張していることである⁽¹⁰⁾。

そしてさらに、ホームズ、或いは松垣氏にしても、このような地代取得者の性格の大貴族の世俗所領における経済危機は、論理的には「人口減少↓土地需要の低下↓地代収入の減少」というプロセスで進行したと捉えていることである⁽¹¹⁾。

一方ではまた、ポスタンは、農業不況——直営地生産物の売却収入の減少——が長期間続けば、それだけ「封建的諸権利や諸特権からひき出される領主の収入」が重要となつてくることを指摘している⁽¹²⁾。かかる収入が当初から世俗所領の二大収入源のうちの一つであつたことはすでにみた。とするならば、残る地代収入の減少は、いかにして食い止められたのであろうか。結論的にいって、私は、世俗領主⁽¹³⁾ 貴族は、この地代収入の減少をもたらしした農業不況を、所領の獲得・拡大というかたちで⁽¹⁴⁾ のりこえようとしたのであり、そして、この所領獲得競争に最終的に勝ち残つたのが前の少数の大貴族であつた、と考える。経済危機の克服はさしあたり、イングラントの大土地所有階級の再編成を余儀なくし、その結果少数の大貴族による所領の、いわば寡占体制とでも呼ぶべき状態をつくりだした、と把握されるべきである。

〔表Ⅱ〕 デンビー所領の収入内訳と推移 (1334—1426年)

	1334		1356—7		1357—8		1362—3		1365—6		1369—70						
	£ s.	d.	£ s.	d.	£ s.	d.	£ s.	d.	£ s.	d.	£ s.	d.					
Welsh Rents and Customs	Uwchddulas	23	19	21	0	19	14	2	19	18	6	19	3	6	17	14	2
	Isdulas	22	10	24	0	23	1	2	24	11	10	24	11	10	24	11	10
	Uwchhaled	24	0	22	8	19	14	2	19	18	6	19	3	6	17	14	2
Farm of Offices	Uwchdulas	14	13	7	13	9	7	10	10	1	3	10	1	3	10	1	3
	Isdulas	45	13	0	0	42	16	0	62	12	4	65	18	1	64	13	10
	Uwchhaled	27	2	0	0	44	6	11	9	17	11	10	9	0	11	6	8
Profits of Courts	Uwchdulas	20	16	0	0	11	12	0	9	17	11	10	9	0	11	6	8
	Isdulas	16	13	4	0	27	0	0	46	7	10	21	1	4	25	5	11
	Uwchhaled	20	0	0	0	14	2	0	26	3	1	24	5	3	44	8	0
Rents of escheats	Uwchdulas	53	15	10	8	29	17	10	30	3	9	10	7	11	36	19	9
	Isdulas	118	0	8	0	12	8	9	6	8	6	4	4	8	6	8	8
	Uwchhaled	113	15	9	9	14	2	0	6	8	6	4	4	8	6	8	8
Collected by escheator	Uwchdulas	76	13	6	6	8	9	9	98	17	6	104	6	104	3	3	5
	Isdulas	169	16	6	6	11	12	0	6	8	6	4	4	8	6	8	8
	Uwchhaled	15	10	6	6	11	8	10	11	8	10	11	10	0	11	17	10
Boroughs	Denhig	24	0	0	0	28	1	10	10	7	0	7	16	3	6	0	3
	Llanrwst	11	0	3	3	1	28	1	44	7	7	29	16	7	31	11	9
	Abergele	11	0	3	3	1	1	10	7	16	4	4	1	4	12	19	1
Parks	Kilford	21	16	11	11	14	14	4	7	15	11	3	14	1	13	16	4
	Castlepark and Calehill	31	1	0	0	loss	loss	loss	loss	loss	loss	loss	loss	loss	loss	loss	loss
	Molliwyk and Gartsnoddiok	3	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の姿容

北部ツェールズの「植民地化」とケルト的土地所有の姿容

1372-3	£ s. d.	1374-5	£ s. d.	1378-9	£ s. d.	1379-80	£ s. d.	1396-7	£ s. d.	1406-7	£ s. d.	1409-10	£ s. d.	1425-6	£ s. d.
£ s. d.	£ s. d.	£ s. d.	£ s. d.	£ s. d.	£ s. d.	£ s. d.	£ s. d.	£ s. d.	£ s. d.						
24 11 10	23 17 5	22 17 6	20 5 8	19 17 11	19 17 11	21 10 9	17 13 9	21 17 11	2 18 8	4 16 6	10 12 2	18 12 10	28 13 4	8 7 6	8 7 6
17 13 3	17 6 9	22 15 11	22 15 11	17 12 4	17 12 4	21 17 11	2 18 8	5 17 5	4 16 6	10 12 2	18 12 10	28 13 4	9 6 8	7 19 1	7 19 1
22 15 11	22 15 11	8 13 10	8 13 10	22 15 11	22 15 11	21 17 11	2 18 8	5 17 5	4 16 6	10 12 2	18 12 10	28 13 4	5 10 3	5 10 3	5 10 3
62 2 10	45 2 2	71 8 0	71 8 0	56 15 4	56 15 4	40 8 2	10 18 8	4 16 6	10 12 2	18 12 10	28 13 4	27 8 8	18 12 10	18 12 10	18 12 10
48 10 10	63 14 0	48 5 6	48 5 6	23 5 5	23 5 5	30 18 2	10 18 8	4 16 6	10 12 2	18 12 10	28 13 4	27 8 8	18 12 10	18 12 10	18 12 10
42 10 10	36 17 0	35 10 0	35 10 0	26 18 6	26 18 6	24 9 10	3 2 4	5 6 7	5 6 7	5 6 7	5 6 7	5 6 7	13 10 0	13 10 0	13 10 0
36 8 10	33 18 5	41 9 3	41 9 3	75 13 6	75 13 6	34 12 7	11 8 0	1 15 6	1 15 6	1 15 6	1 15 6	9 19 0	9 19 0	9 19 0	9 19 0
27 5 6	28 4 10	33 6 5	33 6 5	42 4 4	42 4 4	12 13 6	4 9 0	1 16 10	1 16 10	1 16 10	1 16 10	1 16 10	5 7 10	5 7 10	5 7 10
19 12 3	18 13 8	10 8 8	10 8 8	13 14 4	13 14 4	12 13 6	4 9 0	1 10 2	1 10 2	1 10 2	1 10 2	1 10 2	10 8 10	10 8 10	10 8 10
	7 7 1	10 10 8	10 10 8	10 10 8	10 10 8	12 13 6	4 9 0	1 10 2	1 10 2	1 10 2	1 10 2	1 10 2	2 5 0	2 5 0	2 5 0
	37 2 9	12 2 9	12 2 9	12 2 9	12 2 9	12 13 6	4 9 0	1 10 2	1 10 2	1 10 2	1 10 2	1 10 2	2 5 0	2 5 0	2 5 0
	68 0 6	0 6 6	0 6 6	74 4 5	74 4 5	11 8 0	11 8 0	1 15 6	1 15 6	1 15 6	1 15 6	9 19 0	9 19 0	9 19 0	9 19 0
	119 19 3	119 19 3	119 19 3	100 17 6	100 17 6	8 15 11	8 15 11	1 16 10	1 16 10	1 16 10	1 16 10	1 16 10	5 7 10	5 7 10	5 7 10
	191 18 3	191 18 3	191 18 3	178 17 3	178 17 3	39 7 1	39 7 1	1 10 2	1 10 2	1 10 2	1 10 2	1 10 2	10 8 10	10 8 10	10 8 10
	42 7 10	42 7 10	42 7 10	38 1 2	38 1 2	33 15 7	33 15 7	1 10 2	1 10 2	1 10 2	1 10 2	1 10 2	10 8 10	10 8 10	10 8 10
	123 12 2	123 12 2	123 12 2	124 17 5	124 17 5	33 15 7	33 15 7	1 10 2	1 10 2	1 10 2	1 10 2	1 10 2	10 8 10	10 8 10	10 8 10
5 9 6	6 17 3	3 7 1	3 7 1	43 2 1	43 2 1	6 0 5	nil	18 9 10	25 4 4	18 9 10	25 4 4	18 9 10	25 4 4	25 4 4	25 4 4
6 17 3	11 17 7	11 17 7	11 17 7	18 19 1	18 19 1	0 5 3	nil	9 10 10	4 4 8	9 10 10	4 4 8	9 10 10	4 4 8	4 4 8	4 4 8
41 15 7	12 16 0	12 16 0	12 16 0	5 6 9	5 6 9	10 16 3	nil	3 16 1	6 0 1	3 16 1	6 0 1	3 16 1	6 0 1	6 0 1	6 0 1
3 15 9	1 17 3	1 17 3	1 17 3	10 16 3	10 16 3	3 3 4	3 3 4	10 6 8	10 9 1	10 6 8	10 9 1	10 6 8	10 9 1	10 9 1	10 9 1
7 13 3	4 9 2	4 9 2	4 9 2	19 19 1	19 19 1	3 3 4	3 3 4	10 6 8	10 9 1	10 6 8	10 9 1	10 6 8	10 9 1	10 9 1	10 9 1
44 5 8	46 10 4	8 18 7	8 18 7	4 4 1	4 4 1	6 0 3	nil	18 9 10	25 4 4	18 9 10	25 4 4	18 9 10	25 4 4	25 4 4	25 4 4
7 13 10	11 4 1	6 7 1	6 7 1	10 16 3	10 16 3	3 3 4	3 3 4	10 6 8	10 9 1	10 6 8	10 9 1	10 6 8	10 9 1	10 9 1	10 9 1
	19 6 8	20 13 2	20 13 2	19 19 1	19 19 1	3 3 4	3 3 4	10 6 8	10 9 1	10 6 8	10 9 1	10 6 8	10 9 1	10 9 1	10 9 1
	loss	loss	loss	4 2 1	4 2 1	3 3 4	3 3 4	10 6 8	10 9 1	10 6 8	10 9 1	10 6 8	10 9 1	10 9 1	10 9 1
	2 19 10	19 11	19 11	4 4 2	4 4 2	3 3 4	3 3 4	10 6 8	10 9 1	10 6 8	10 9 1	10 6 8	10 9 1	10 9 1	10 9 1
	loss	loss	loss	3 9 9	3 9 9	3 3 4	3 3 4	10 6 8	10 9 1	10 6 8	10 9 1	10 6 8	10 9 1	10 9 1	10 9 1

Holmes, *op. cit.*, Table 6, pp. 159-60. (ペニー未滿切り捨て)

世俗大領主による経済危機の克服過程を右のように理解することによつてはじめて、ウェイルズの所領がイングランドにとつてもつた経済的重要性もまた理解されうであらう。ところが、ホームズにしても、或いは松垣氏にしても、所領経済の「危機すなわち地代収入の減少」という把握は、もちろん北部ウェイルズのデンビー所領に關しても、基本的には妥当するものとされている。⁽¹³⁾ ホームズの場合には、デンビー所領が「イングランドによる植民地化とそのロードシップによつて」変容せしめられはしたものの、ケルト的遺制を残していること、黒死病による人口減少の程度がはつきり判らないこと、そして地代収入の減少の度合が軽微であつたこと、などを斟酌していることはたしかである。⁽¹⁴⁾

しかしながら、これらの点を考慮したとしても、デンビー所領の場合に關しては、危機が本格的に始まるとされる一三七〇年代に入つてからも、必ずしも松垣氏がいわれるような「危機すなわち地代収入の減少」というプロセスでは現象しないのは何故であらうか。このことはホームズ自身が指摘し、⁽¹⁵⁾そして彼が「付録」として著書の巻末に付した長期統計が〔表Ⅱ〕を参照）が実際に示すところである。

十四世紀を通じて、デンビー所領の地代収入がほとんど安定していたというホームズの主張は、一三三四年から一四二五年までの一連の会計記録 (receivers' or ministers' accounts) をより豊富に利用したオーウェン (D. H. Owen) の研究によつて

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の変容

も証明される。⁽¹⁶⁾ オーウェンのデータでみるかぎり、地代収入の目立ったおちこみがみられるのは十五世紀に入つてからであり、しかも、グリーン・ドゥールの一揆の六年後に作られた会計記録からである。⁽¹⁷⁾

オーウェン・グリーン・ドゥールの大一揆の原因が、イングランドの「植民地」収奪にあつたことはすでに指摘した。一四〇〇年九月の、最初の Ruthin バラ (リユースイン所領—デンビーシヤ—) 攻撃に加わつた叛徒は二八〇人を数え、このうち八〇名ほどがデンビー所領から加わつたといわれている。⁽¹⁸⁾

「領主収入のほぼ完全な喪失」(ホームズ)をもたらしただほどの大一揆の勃発のうちに、北部ウェイルズの諸所領の、少なくともデンビー所領の、十四世紀を通じて「地代収入の安定」の秘密があるとはいえないであらうか。いな、この大一揆は、経済的危機の過程を通じてイングランドの大貴族にとりウェイルズの所領が、経済的にまますます重要な意味をもつようになつていたことを示すものといえるであらう。

十四・五世紀イングランドの経済危機が、領主階級の犠牲に於いて克服されたとは、しばしば史家によつて引かれる言葉である。しかしこれには同時に、富裕な農民経営の出現ということが必ず含意されている。

ところが北部ウェイルズの所領は、一部の世俗領主に、かかる犠牲を回避するチャンスを与えたといつてよいであらう。何故ならば、経済危機の克服は、ここでは彼ら領主の犠牲なら

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の変容

一三二

ぬ、ウェイルズ農民の犠牲によってなされたのであるから。一三八一年のイングリランドのウォット・タイラーの大一揆、一四〇〇年のウェイルズのそれとが、ひとしく封建的危機における矛盾の集中的表現であるにもかかわらず、それぞれの歴史的性格、社会経済的背景を全く異にするものであったことは、研究史がすでに明らかにするところである。⁽²⁰⁾
 小論の当面の課題は、ある意味ではウェイルズの大一揆の社会経済的背景を、さしあたり土地所有制度の側面から説明するところである。⁽²¹⁾

- (一) W. Rees, *An Historical Atlas of Wales from Early to Modern Times* (London, 1951), plate 43; Davies, *op. cit.*, p. 13.
- (二) Holmes, *op. cit.*, esp. chap. I.
- (三) M. M. Postan, 'Medieval Agrarian Society in its Prime', in *The Cambridge Economic History of Europe*, 2nd ed., Vol. I, ed. M. M. Postan (Cambridge, 1966), p. 579.
- (四) Holmes, *ibid.*, p. 28.
- (五) Roberts, *op. cit.*, p. 195.
- (六) Davies, *op. cit.*, pp. 22—3; W. Rees, *South Wales and the March 1284—1415* (Oxford, 1924, reprinted 1967), pp. 269—80. 各著十四世紀末のイングリランドの政治状況については、トーン・フェイガン共著『イギリス農民戦争』田中・武井共訳（未来社、一九六一年）を参照
- (七) Holmes, *op. cit.*, pp. 115—20. なお松垣裕「封建制の危機と

所領経営』『西洋史学』四一、一九五九年をも参照。

- (八) Holmes, *ibid.*, pp. 97, 116.
- (九) Postan, *op. cit.*, p. 579. 'feudal rights' or 'seigniorial dues' については、それが十二世紀までの領主収入の重要な部分を占めたとはいえないというトーン・フェイガンの指摘をあわせて参照されたい。cf. *The Transition from Feudalism to Capitalism* (London, reprinted edition 1976), Introduction by R. H. Hilton, p. 17.
- (10) Holmes, *op. cit.*, p. 112. 松垣裕「前掲論文」二九—三〇頁。
- (11) 松垣裕「前掲論文」二七頁。
- (12) M. M. Postan, 'The Fifteenth Century', *Ec. H. R.*, Vol. IX, No. 2, 1939 (転載「十五世紀」佐藤伊久明訳『イギリス封建社会の展開』未来社、所収)
- (13) アベル松垣氏のごうごう。
- (14) Holmes, *ibid.*, pp. 93—101.
- (15) Holmes, *ibid.*, p. 97.
- (16) Owen, *Thesis*.
- (17) Owen, *ibid.*, Appendix VIII; Holmes, *ibid.*, p. 101.
- (18) Owen, *ibid.*, p. 93.
- (19) Postan, 'The Fifteenth Century'; R. H. Hilton, 'Peasant Movements in England before 1381', *Ec. H. R.*, 2nd ser., Vol. II, No. 2, 1947.
- (20) 米川伸一「十四世紀イングリランドの社会経済史的背景」『社会経済史体系』Ⅲ（弘文堂、一九六〇年）所収。角山栄「前掲書」六八頁。城戸毅「前掲稿」六七—七八頁。Davies, *op. cit.*, pp.

22—3. Holmes *op. cit.*, p. 117; Rees, *South Wales and The March*, pp. 269—80.

(21) 一揆の背景を真正面から考察するには、むろん工業・都市の発達を視野にいれなければならない。藤原浩、『イギリス経済研究』（御茶の水書房、一九五九年）、二〇四頁を参照。残念ながらわれわれは、土地制度そのものについてさえ未だ十分な理解を得ていない。拙稿、『デンビー所領調査簿』におけるイリーリーについて、『立教経済学研究』第二十九巻第四号、一九七六年を参照されたい。

四 イリーリーの解体と

「地主・小作関係」の形成

十四世紀の北部ウェイルズの社会・経済の特質が、なんといっても、ケルト的な「部族制度」(tribal system)の残存にあることは否定できない。エドワードの「征服」によってイングリランド封建制がこれを完全に払拭した、というようなものではない。これまでもたびたび言及した一三三四年に作製されたデンビー所領の『所領調査簿』は、このケルト的土地所有制度について詳細に記録している。

私の旧稿も、『デンビー所領調査簿』においてイリーリー(W. Gwely or Wale, L. lectum)と記された「家族所有地」の実態を説明しようとしたものであるが、なおいい残された問題は少なくない⁽¹⁾。十三世紀にはすでに明白に解体過程にあったとはいえ、かかる家族所有地の残存は、北部ウェイルズの社会

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の変容

〔表Ⅲ〕 復帰土地の比率

(単位: acre)

コモータ	Ceinmeirch	Isaled	Uwchaled	Isdulas	Uwchdulas
総面積	9,230	30,000	15,800	13,000 (ママ)	x
	「征服前」1334年	「征服前」1334年	「征服前」1334年	「征服前」1334年	「征服前」1334年
自由民	3,200	1,730	x	x	x
Nativi	6,030	2,800	x	x	x
Escheat		4,700	14,000	5,800	4,900
					3,300

Vinogradoff and Morgan, *op. cit.*, Introduction, pp. XVI, CV. より作成

〔表Ⅳ〕 復帰土地からの民族別賃借比率

(単位: acre)

コモローテ	Cein-meirch	Isaled	Uwchaled	Isdulas	Uwch-dulas
イングランド人	1,880	1,780	220	330	5
ウェイルズ人	500	1,540	720	1,850	1,700
合計	2,380	3,320	940	2,180	1,705

Vinogradoff and Morgan, *op. cit.*, Introduction, p. CXV. より作成

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の変容

発展の状態を最も端的に映し出すものといえる。

「征服」は土地没収、農民の強制移住などを通じて、イリーアの解体にいっそう拍車をかけ、氏族もしくは家族共同体から切り離された多数の人間と土地とを生み出した。こうして、一部の有力氏族或いは個人の下にそうした土地が集積されるようになる。そればかりでなく、かかる大土地所有者、史家のいう new gentry, new squirearchy は、土地を喪失した農民或いは零細な土地保有農民と新たな土地所有関係をつくり出してゆく。

以下では、この過程について、やはり前と同じく『デンビー所領調査簿』を直接の手掛りにして明らかにしてゆきたい。

「征服」後、様々な理由で領主の直轄地となった土地は、一三三四年の史料の中で復帰土地 (geheaf) として一括して記されている。「表Ⅲ」と「表Ⅳ」とは、それぞれ、各コモローテ毎の復帰土地面積と、この復帰土地をイングランド人とウェイルズ人とがどれだけ賃借していたかを示したものである。この二つの表について注目したいことは、本来の所有者である共同体から奪取された土地の大きさもさることながら、こうした土地を、ケルト的土地所有制度とは全く異なるイングランドの土地保有条件Ⅱ賃借地保有 (小作) によって、多くのウェイルズ人が個人として、賃借していることである。

もちろん「獅子の分け前」を得たのはイングランド人であることにはかわりない。しかし、同時にウェイルズ人の中にこの分け前に与った層がこれだけ存在したということは、別の文脈で重要な意義をもつ。というのは、復帰土地の賃借地化は、氏族或いは家族共同体の内部にそれに対して自立的な、血縁に拘束されない諸個人を生みだし、さらにそうした諸個人に土地集積という経済的チャンスを与えたからである。このように「征服」後の土地没収と、没収地の賃借地化とは、血縁共同体の解体と地縁的な社会の形成を促すべきものであったし、実際、現実にもある程度そうした効果をもった。この面でも Edwardian Settlement の意義を過小評価することはできな⁽⁵⁾のである (共

同体の解体を促進)。

しかしながら、「征服」後のエドワード一世の統治政策の基
本は、プリンシパリティから可能なかぎり多くの収入をひき出
すというものであったが、ある意味では、彼は、グイネッドの
旧支配者以上に、北部ウェイルズの伝統的な慣習の庇護者であ
ったともいえる。とりわけ、残存する共同体の土地所有に関し
て、王権は守旧的であった。⁽³⁾このことはまた個々の所領領主の
場合にもいえる。一三〇五年に、北部ウェイルズの諸共同体を
代表する有力なメンバーは、プリンス・オヴ・ウェイルズに請
願を行ない、その中で、彼らは、イングランドのコモン・ロー
に従い土地の自由な売買ができるように求めた。この要求をプ
リンズ(エドワード二世)は、Statute of Rhuddlanにウェイ
ルズの土地法に関する——つまりその撤廃、改廃等について規
定した——条項がないことを理由に拒み、結果的には在来の土
地法を擁護したのである。⁽⁴⁾ここに、北部ウェイルズの共同体的
土地所有関係は、「法制的に停滞性がつくり出された」といわ
れるように、その内部に矛盾——「共同体に内在する固有の二
元性」と呼んでもよい——をかかえたまま、十六世紀の合邦ま
で存続することを余儀なくされたのである。従って「征服」後
のイングランドの政策は、他面では、北部ウェイルズの共同体
にとつて桎梏となりつつあったその土地所有制度を固定する、
といった「逆効果をもった」というスキスの指摘はきわめて重
要である(共同体の維持)。⁽⁵⁾

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の変容

右に指摘した、「征服」が共同体的土地所有に対して及ぼし
たアンビヴァレントな効果ということを念頭に置きつつ、以下
では「征服」後半世紀を経てデンビー所領における共同体的土
地所有関係がどのように変化し、発展していったかをみる。そし
て、具体的な諸事例の検討の結果は、「不均等発展の同時存在」
という状況の中にまさに置かれた北部ウェイルズにおける氏族
共同体の解体的特質を示すであろう。

通説がその成立起源を十二世紀頃に求めるイリー (gwely,
wale) と呼ばれる家族所有地 (clan-land, family-land) は、⁽⁶⁾
爾来、Gavelkind と呼ばれる男子均分相続制度の下にあった。
この相続制度は、一般的にいって、世代が降るにつれ不可避的
にイリーの規模を細分化してゆく傾向をもつものである。

この点を詳しく述べてみよう。イリーというのは、広義に
は氏族の共同所有地 (Gemeineigentum, clan-land) となり
a unit of separate proprietorship だが、本質的にはそれ
自体が一個の個人的所有地 an individual property or holding
にほかならなかつた。⁽⁷⁾そして、この個人的所有地という場合のイ
リーは、一夫一婦の小家族によつて私的に占有されるイング
ランド封建社会の農民保有地(バーギット、フーフエ)とは明ら
かに異なる。歴史的には家長制大家族により占有される家族
所有地と規定されるべき性格のものであった。これはアングロ
サクソンのハイド(hide) 或いはケント地方のスルング(slung)
乃至ユグム(jugum)と同じ歴史的性格をもつ、つまりひとし

く過渡的段階に位置するものである。といつてもケンントのユグムとちがつて、イリーラにおける各個人の土地に対する占有権は、血族という全体の立場からよりつよく規制されている。⁽⁸⁾

だが他方、「氏族民による耕地割り替えと土地の氏族民男子平分相続」とを伴った、アイルランドの血族共同体段階の土地所有制度とは、はつきりと異なる。⁽⁹⁾ 何故なら、イリーラが氏族民の間で土地の割り替えに服したという事実は、史料のうえからは裏付けられないからである。シイボウムはかつてかかる割り替え説を——ただし、年々というよりも、各世代毎にはあるが——主張したけれども、この説は今日ではほとんど否定されているといつてよい。⁽¹⁰⁾

要するに、集合概念としてのイリーラとは、氏族乃至家族共同体が、共同に——といつても個人の持分は明確にされている——占取る土地、つまり *clan-land* のことであり、このイリーラに含まれる諸個人（成年男子）の占有地（*individual property*）の分配は、(i)氏族共同所有地（*Joint clan-property*）を、境界でもって物理的に分割するのではなく、その部分的な持分（*Fractional share*）の配分といふかたちで行なわれた。

(ii)この個人の持分は、一度確定されてから後は、*per stirpes*（つまりそれぞれの血統毎に世襲的に分割・相続され、(i)決して、最初に分配された持分を、再び一つにまとめあげる習慣はなかった。⁽¹¹⁾

エリス以後の中世ウェイルズ土地制度史研究の第一人者ピア

ースさらには最近ではスミス女史は、イリーラをつぎのように定式化している。イリーラは、原定住地（*hereditary, old settlement*）に最初に定住した家族（*a single family*）の家産（*hereditary, patrimony*）の最初の分割によって生じた占有地（*a holding*）であった。⁽¹²⁾ 『アンビー所領調査簿』はこのピアース説を疑問の余地なく証明する。⁽¹³⁾

かくて十二世紀の成立以来、世襲的な家族所有地としてのイリーラは、分割相続のために、必然的に細分化されざるをえなかった。だが、これはあくまでも理論上のことで、現実には、人口増加を抑制する戦争、飢饉、疫病、自然災害等の原因によつて、或いは、一定の限度をこえる細分割の不利益を考慮して、家族共同体内部で行なわれるインフォーマルな調整を通じて、土地の細分化傾向はある程度緩和されたであろう。⁽¹⁴⁾ これから述べる個人の持分を譲渡・売却することも一つの有力な方法であった。現に諸所領調査簿は種々の譲渡慣行を記録している。⁽¹⁵⁾ 血縁共同体の解体に導くような私的土占取が、「征服」以前のウェイルズの部族制社会の基底で進展していたことは十分評価されてよい。

ケンントのガヴェルカインド保有の場合とは異なり、ウェイルズのそれは、各個人がイリーラにもつ土地占有権を彼の生存中に厳しく制限していた。つまり個人は *a life interest* という *conditional* な権利を有したにすぎず、この権利は彼の死後男系相続者にそのまま移譲されねばならなかった。家長による勝

手な土地の処分は禁じられていたわけである。⁽¹⁷⁾ただし、正当な相続権を主張しうる範囲、すなわち三親等までの血族(傍系相続)以外の者への土地譲渡も、非常に制限されてはいたが、一定の条件の下では可能であった。たとえば、自己の占有地を譲渡しようとする者が、彼の兄弟、従兄弟及び又従兄弟或いは父、祖父、及び曾祖父(=四世代集団)⁽¹⁸⁾らの承諾を取り付け、そして彼らとその譲渡を認めるかわりに要求する「法に適った裏付け」(lawful necessities)を保証すればよかった。⁽¹⁹⁾こうした代替物保証の義務付けは、個人の占有する土地があくまでも、彼の所属する氏族に最終的には帰属するという共同体的觀念を示している興味深い。ケントのユグム保有農民が「彼の望む人間に、彼の生存中、自由に彼の土地を譲渡し、売却し、貸すことができた」(傍点引用者)というベーカリーの指摘のうち⁽²⁰⁾に、同じようにガヴェルカインドに服しながらも、イーリーの占有者が置かれた立場の相違がよく表わされている。さて、右にみたように「ウェイルズ法」は個人による土地の自由な譲渡を禁じていたわけであるが、「征服」後エドワード二世は、一三一六年に、北部ウェイルズの有力な自由民の強い要求を受け入れて、三年間に限って、土地の売却、譲渡を許可する布告を出した。⁽²¹⁾その際にもエドワード二世は、忘れずに、彼の「譲歩が同王に対し損害を与えない」ことを条件にしている。

ここに制限付きではあるが、土地の譲渡が北部ウェイルズの

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の変容

氏族民に許されたということは、当該社会の純部族制的な編成にもとづく土地所有関係に生じつつあった変化の方向をさし示すものとして重要な意味をもつ。すなわち、自由な土地の売買・取引を禁じたウェイルズ法の規制をくぐり抜けて行なわれる土地の譲渡は、際限のない土地細分化を生み出す均分相続の弊害をある程度是正するうえで大きな役割を果しただけでなく、同時に、有力な個人なり氏族なりが、こうした手段によって所有地を拡大する途を開いたことを意味する。『デンビー所領調査簿』は種々のインフォーマルな土地譲渡に関する事例を少なからず記しており、われわれはそうした事例から、イーリーの解体、従ってまた氏族乃至家族共同体の解体、そして新たな土地所有関係形成の方向を知ることができるであろう。

『所領調査簿』に記された土地譲渡に関する最も著名な例として Llewelyn ap Iorwerth (the Great d. 1240) 王に係わるものがある。

「Dyncadvel 村の(土地の)半分は Ithel ap Cadugan ap Ostreid 氏族が所有していた。この土地の相続者 Hoydylo ap Ithel はこれ(らの土地に対する権利)を Llewelyn ap Iorwerth 王に対して抵当に入れていた。同王はこの担保権を Tanguetel Goch という名の女友達に与え、(さらに今度は)彼女がそれを Canon ap Lauwarth とかいう者に売却してしまった。(そういうわけだ)彼(Canon)の氏族が、

この(当村の)半分(の土地)を現在に至るまで、不法ではあるが、占取してゐる。」*Survey*, f. 124.

或いはさらに史料において *Tyrpryd* 乃至 *tirpryn* (七例)⁽²²⁾、*terra emptica* (五例)⁽²⁴⁾、そして *Tyrkennyth* (二例)⁽²⁵⁾ と記されたイーリー及びガヴェルは、それらが世襲権によって当該保有者に伝えられていたというよりも、王からの贈与とか、購入とかにより獲得されたことを示している。そしてこれらの土地は一樣に、慣習的貢租たる *tunc* (*tung*)——この時代には地代という性格に転化している——の支払い、もしくは軍役以外の他のすべての奉仕から免除されているのが特色である。おそらくこうした土地は、通常の相続規定(傍系相続)に服さずに獲得者の直系男子のみ伝わり、その保有者によって任意に処分された、とされている。⁽²⁷⁾ 一例だけを引いておく。

「当村(Mochdre)には以下の土地を除き復帰土地(*Escacia*)は存在しない。謀反において死亡した *Eden*' ap *Willym* が *per viam de Tirpride* で保有していた自由民の土地 *1a. 3r.* と隷属民の土地 *12a.*、そして同じ方法によつて *T home* ap *Gron*' ap *Ithon* が保有していた隷属民の土地 *27.5a. 13. 5p.*、*yo* にまた(相続者を)残さずに死亡した *David Gogri*' ap *Tend* が保有していた隷属民の土地 *3r.*、等が復帰土地である。従つて当村における領主直轄地の合計は、*42a. 13.5p.* であり、これらの土地からは *Tung*、*Treth* もひ

き出せない。」*Survey*, f. 277.

この '*tir prid*' 保有は、*Chirk* 所領(現在のデンビーシャーの東南部に位置する)においても見出される。ここでは、領主からの土地売買の許可の獲得⇨購入、抵当権設定、そして土地の交換・分合、という三つの方法がとられた。²⁸ あとの二つの方法は領主の許可を必要としなかった。スミス女史は、このようにして、「一つ以上のタウンシップに散在する幾つものガヴェルからなる所領」が *Mochant* コモータで「くふつうにみられた」と指摘している。⁽²⁹⁾

個人の占有地の譲渡・売買は、氏族乃至家族共同体の解体、或いはそれらの経済的基盤 (*agrarian unit*) としてのイーリーなりガヴェルの解体をもたらし、共同体成員の階層分化を助長したが、この傾向をさらに押し進めたのが諸慣習的貢租の金納化である。金納化政策は、グイネッドの独立時代にすでに代々の部族王によって採られていた。オーウェンの研究は、「征服」前に、金納化された種々の貢租の範囲とその割合、自由民と隷属民との間でのそれらの比較、そして金納化が行なわれた範囲等を詳しく明らかにしている。⁽³⁰⁾ 彼がそこで得た結論は、あらゆる角度からみて金納化は自由氏族の間で、従つて地理的には *Isdulias*、*Uwchdulias* 両コモータにおいて進んでいた、というものである。例えば *tunc* の金納化率についてみると、両コモータは、それぞれ四九・四パーセント、五七・六パーセントと

いう数字をもつ。オーウェンは、こうしたことを根拠に、金納化政策が「氏族といういわば自立的な組織を激しく分解させる」(ピアース)うえて大きな役割を果たし、とするピアースの主張を裏付けるものだとしている⁽³¹⁾。われわれもまた、旧グイネッドの支配者が何らかの新たな観念——これを史家のいう *feudal idea* と呼ぶこともできよう——によって揺り動かされつつあったといつてもよいであろう。

部族制社会における金納化の進展による貨幣流通の増大の意義は、ピアースも指摘しているように、元来 *primus inter pares* たる王個人とのパーソナルな関係において、王個人に対して給付されていた *tunc* をはじめとする諸貢租並びに奉仕の性格を、いまや土地に保有地の授受を媒介としたリアル(物権的)な関係において、上級所有者たる領主⁽³²⁾に対して支払われる地代という性格に転化したことであった。そしてこの金納化政策は、「征服」後リンカン伯によってひき継がれ、一三三四年にはほぼすべての貢租及び奉仕が貨幣で支払われていたことを知る⁽³³⁾。

ところで、デンビー所領におけるかかる早熟的な金納化については、それが土地保有観念を共同体に植えつけ、広め、その結果として氏族組織の弛緩そして貢租賦課単位としてのイリー⁽³⁴⁾の統一性の解体に影響を与えたということと並んで、いまひとつそれが、階層分化の過程のなかから出てきた大氏族もしくは大土地所有者をしてイリーの集積による所領の統合、つま

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の変容

り *consolidated farm* の形成を一足飛びに可能ならしめたことが指摘されねばならない。この点イングランドにおけるマナ制度解体の要因としての金納化の意義と段階的に区別されねばならない。すなわち、「征服」後のイングランド領主による金納化の積極的な推進が、彼らのウェイルズ収奪政策の一環としてであったことである。その際イングランド領主は、「占領国」における平和の維持、スムーズな地代徴収といった目的から、在地の共同体の有力メンバーの協力が必要とした⁽³⁵⁾。この共同体を代表するような階層こそ早熟的な金納化の恩恵を最も享受した者であり、彼等は没落した共同体成員との間に「地主・小作」関係を形成していったのである。次にこうした有力者乃至氏族による土地の集積過程についてみてみよう。

これを二つのケースに分けて考察する。(A)個人または集団によるイリー乃至ガヴェルの集積——この場合、集積されたイリーは、いまや地代に転化した *tunc* 納入及びその他の在来の奉仕と結びついた土地保有条件に依然として服する。(B)領主の復帰土地となり、いまや賃借地として貸し出されたイリー乃至ガヴェルを、ウェイルズ人が個人として保有する場合。

(A)の事例を幾つか挙げてみよう。

Twchaled コモータの *Barrog* 村に、ほぼ 90 a. のガヴェルを単独で保有する *Heilyn ap Ior ap Yeuanti, Wale Gaiher* から同じく分割された残りの三つのガヴェルの一つ *Ganella*

Eglenyr Gogh、*af Grif*、*Vaghan ap Gruffid ap David* 及びその弟 *David Loyd* と共に保有する (*Survey*, ff. 175—8)。この三人の名前が最初に現われる同コホーテ (以下断わりのないかぎり *Uwchaled* コホーテの事例) の *Hendrenig* 村には *Rees Gogh* 氏族が *Rand Vaghan ap Asser* 氏族と共に村を二分してゐるといふ記述がみられる。

「*Rees Gogh* 氏族の占有する当村の (土地の) 他の半分は、それがそっくりこの氏族の手中に存した間は、*Tung* として 20 d. を支払う *Wale Goither ap Ideneth* と呼ばれる一つのイーリー (*lectum*) をなしてゐた。このイーリーはいつては六つのガヴェルに分割されてゐる。」 (*Survey*, f. 168)

かゝる *Heilyn ap Ior ap Yenan* は *Gavella Ior ap Yenan* と「以前 *Ithel ap ken* のガヴェルであつた」*Gavella Ithel ap Ken* とをそっくり単独で保有するのに加えて、*Yenan* に *Gavella Mad*、*ap Lewel* をも前記二人と共に保有する。われわれはこの三人を氏族の成員とみてよいであらう。ついで注目すべきことは、彼らが元の保有者にとつてかわつてゐることである。

Rees Gogh 氏族の *Heilyn* の三人は、*Hendrenig* 村と全く同じ仕方であつても、その他にも *melai* 村でも土地を保有してゐる。この村を一円的に占取してゐるのは *Ideneth* 氏族である。当氏族は村の土地を四つのイーリーと二つのガヴェルに分

割してゐる。つまり当村は最初、*Ideneth* の五人の息子、*Maddock*、*Heilyn*、*Goither*、*Guyon*、*ap Rann* の五つのイーリーに分割された。史料では、このうち五番目のイーリーだけがさらに二つのガヴェルに分割されてゐるが、これらのガヴェルには「生存者は一人もゐない」。*Yap*、既述の *Heilyn ap Ior ap Yenan* は三番目の *Goither ap Ideneth* のイーリーから分れた六つのガヴェルのうち三つを前と同じように単独で或いは共同で保有してゐるわけである。結局、彼の場合、三つの村に、合計八つのガヴェルを、うち五つを単独で、三つを共同で保有してゐることになる。

この二つのエリスに拠れば、*Rees Gogh* (*Rhys Goch*) と *Ideneth* の別の表記に於ては、*Rees Gogh*、*ap Ideneth*、*ap Asser* 氏族とは、もともと *Hedd Molwynog* 氏族から出た同族であつたとされてゐる。⁽⁹⁸⁾ とすれば、*Rees Gogh* (*Ideneth*) の原初定住地であつた *melai* 村以外の諸村、つまり *Physilygod*、*Hendrenig*、*Barrog*、*Petruel* 等もすべてこの *Rand Vaghan* 氏族と村を分割してゐると考へ解すべきである。

Ideneth の三番目の息子 *Goither* から出たと考へられる *Heilyn ap Ior ap Yenan* 氏族は現在 *Barrog* 村に分家してゐる。同様に、二番目の息子 *Heilyn* の *Wale Heilyn ap Ideneth* は、*Yenan* の三つのガヴェルに分割されてゐるが、そのうちの二つ *Gavella Yenan ap Ken* を単独で保有する *Yenan*

ap ken' 村¹ Heilyn の氏族がその三分の一を占取している (Pysllygod) 村でもやはり同名のガウネルを単独で保有してゐる (Survey, f. 170)。

以上みた Idenerth 氏族の事例は、同一氏族内における特定の個人による土地集積、階層分化の例であると考えられる。他にも類似の例は、Isdulias ノキータの Hendregyda 村¹ David Gogh' ap Gron' ap Tegwaret が以前 Dolfyn ap Ithel 氏族が占有してゐたガウネルを保有するケース (Survey, f. 217) や、Llwydcoed 村¹ Wele Mad' ap Alured の半分が Wele Eigon ap Alured の共同保有者として保有されてゐるケースに見出される (Survey, f. 271)。この Wele Eigon ap Alured の共同保有者 Grif' ap Ken' ap Grug' は彼の兄弟 Tudet, Ken' ap Ior' ap Ken' は彼の三人の兄弟 Tudet, Karemnet, Ior' は Wele Canon ap Vuelenew をも他の共同保有者と共に保有する。

氏族の解体→地縁社会化とイリー内部の土地保有関係の錯綜化の進展の度合を評価するうえで、最も興味深い手掛りを与えるのが、つきにみる(B)のケースである。

I Isaled ノキータ・Bodyscawn 村

「この Tung を年々 2 s. 1d. 支払つてゐた Wele Cedug' ap Cathaern につては、相統一時金、結婚一時金及び他のあらゆる種類の奉仕の不払いのために、その土地が領主へ復

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の変容

歸してゐるので、これについて(収入は)何もない。(領主にその土地が返還された理由)というのは、その時最後の相続人であつた Ieuan ap Grono ap Ior' (natives) とか、諸奉仕の未払金を支払う能力が無かつたので、村を離れ、領主にその土地を返還してしまつたからである。」 (Survey, f. 116)

この土地を領主は賃借地として種々の農民に貸し与へてゐる。彼等のなかで 118 a. 20 p. の土地を年々 20 s. の地代を支払つてゐる (in grosso) 保有する Ken ap Pythle Crek につて『所領調査簿』には、ぎのようないふ記事がある。

「Ken' は Ieuan ap Grono ap Ior' の土地全部を保有するが、それ Graghernel の土地と呼ばれる……」 (Survey, f. 117)

II Isaled ノキータ・Penporchell 村

「Eign' Loyt ap Heilyn は Penporchell に 40 a. 3 r.

からなる Wele Bagh' を保有し、既述の期日に 10 s. を支払う。(この土地は従来)年に 13 s. 4 d. を支払つてきた。しかしながら当村における他の死亡した者の土地の価格(地代)の割合からすれば、(この土地は)年に 20 s. の価値はあつたであらう。この土地は、もつと利益を上げられる。」 (Survey, f. 139)

III Uwchaled コモーテ・Beiding 村

420 a. からなる当村を Cuhelyn ap Wilym の氏族が一つのガヴェルとして保有している。このうち五分の一の土地が領主の復帰土地となっている。

「当村における領主の復帰土地の部分、耕地、森林地及び荒蕪地の 84 a. (五分の一) が残っている。かつて Heilyn ap Hoel が保有してつたこの土地の全部が、Griffud ap Meredith' に譲渡されたのである。」(Surrey, f. 190)

IV Uwchaled コモーテ・Postyn 村

「この村 Ken ap Willim が保有してつた四番目のガヴェル (*Gavella Ken ap Willim*) に関しては世襲すべき保有者が一人もいない。そのためこのガヴェルはそっくり領主への復帰土地である。

「その中には(保有者が)平和に背いて死亡したために領主に復帰した土地が、均等に分割された(持分に従えば、耕地、森林地、荒蕪地からなる 68 a. 3 r. の土地として残っている。そのうち、Gr' ap David ap Doyok と彼の弟 Doyok とが、かつて Ken' ap Gwilym のものであった一ガヴェル全部と、Kynon' と Ken' ap David Vaghan のものであった *Gavella Doyok ap Wilym* の六分の一とを(本法に)占有してつたのである(この土地)を' Abergelge に存する彼の世襲地と交換するのを要求する。」(Surrey, ff. 191, 192)

V Isdulas コモーテ・Keigidok 村

「同(村)共同体は、平和に背いて死亡した Hoidylo とかこの村者が、Tyrprid の方法によつて保有してつた 23 a. の土地を保有し、それに付いては既述の期日に一括して (*in gross*)、年間 19 s. 2 d. を支払う。にもかかわらず、この土地に賦課されてつた *Tung* と「インター貢租とは、上記の本来的奉仕の中にそっくり含まれてつた。」(Surrey, f. 212)

VI Isdulas コモーテ・Bodrochwyn の村

「Bleeth' ap Eynon ap Ada は、耕地、森林地、荒蕪地の 17 a. 25 p. からなる *natiuus* Yocklyn Cam の地代滞納地 (*terra diffide*) を一括 5 s. で保有する。にもかかわらず彼の相続者なりがこの土地を再び保有するべく申し出て、安堵せられるまで、この土地(を保有する)かわりに、*Tung* と上記の他の本来の奉仕とを給付する。」(Surrey, ff. 206-7. cf. p. 219, note u)

因みに Ior Cam が保有してつたこの土地は *Wale* *Maynon* の一節であったと考えられる (Surrey, f. 204)。

VII Isdulas コモーテ・Escorebrith' 村

当村には二つの「ローリー」があり、そのなか *Wale* *Bleth' ap*

William の二分の一と、残る二分の一の八分の一とが復帰土地となつてゐる。

「David Whyth ap David と彼の兄弟 Meredith, Hoel は、彼らの世襲地があつた Ysceilion 村の二分の一(の土地)との交換に、この復帰土地をリンカーン伯から贈与され、Tung も Treth も支払わずに免租で、in feodum に保有する。」(Survey, f. 258)

以上の I ~ VII の事例は、十三世紀末から十四世紀の初めにかけてのイーリー(家族所有地)内部における土地保有関係の錯綜化・保有農民の交替の一端を示すものといえよう。すなわちこれらは、イーリーと本来の所有者(家族共同体との特定の結合関係が)いかなるプロセスによつて消滅したかを示唆するものである。その原因も様々である。戦争や一揆による農村の荒廢、人口の減少はもとより過小評価されてはならない。Mortuum contra Pacem という表現は史料のいたるところに見出される。共同相続者の断絶・奉仕の不履行による保有地没収、領主による土地贈与、或いは、農民間の土地の売買取引等々。

このようにして、富裕な氏族民(土地保有農民はこの時代からやがて十六世紀にかけて自己の保有地を拡大・統合して、ウェイルズの史家のいわゆる large consolidated farms, modern estates を漸次形成してゆき、それとともにイーリーもその歴史的役割を完了するとされている。⁽³⁷⁾

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の変容

では、こうした「新しいタイプの土地所有者」(ピアース)とは、具体的にはいかなる階層からなつていたのか。そして彼らはその所領をいかなる形で経営したのであるうか。最後にこれらの点についてみてみよう。

『デンビー所領調査簿』は、各コモータテに関する記述の末尾で当該コモータテの《Consuetudines Communes》を一括して記してゐる。これは、ウェイルズ人土地保有農民が領主(William de Montacute)と司教⁽³⁸⁾(Episcopus)とに対して給付すべき貢租・奉仕の種類、及びその量に関する、或いは相続・結婚に関する規定等をまとめているものである。従つて、こうした記述から、デンビー所領における在地の社会階層構成についてある程度うかがい知ることが出来るわけである。ここではその典型的な例として Isaled コモータテの場合をみてみよう。当コモータテの《Consuetudines Communes》によると、部族王の時代には、王(Prince)の所有する一頭の種馬と一人の馬丁の食扶持(unus stalo et unus garcio Principis pasci)が、テナントを有さない自由民(cuinsibet liberi non habentis tenentem)、自由民のテナントでも有る者(cuinsibet tenentis liberor. m)として隷属民(cuinsibet Nativi)の家へ一日と一晚もてなされた。この食扶持(Pastus, food service)は「古い調査簿」によれば、二ペンス半の価値があつたが、その当時すでにこれについては一ペニーの貨幣納にかえられていた。さて、一三三四年にも、この食扶持として、依然として家を所有する、自由

民と隷属民とによって、一ペニーが支払われている。いまこれによってみると、当コモータには家を所有する自由民は全部で一二人で、同じく隷属民とされる者が五六人いた。

ところで前記の一二人の自由民のなかにはテナントを有つ

(由田民) : 126人(10 s. 6 d. — 1 s. 1 d. (13人) = 9 s. 5 d.)

(テナント) : 74人(6 s. 2 d.)

(Nativi) : 56人(4 s. 8 d.)

註 256人(20 s. 3 d.)

者が一三人いると記されており、彼らは七四人のテナントをもっている。この一三人を除く他のすべての者が各人一ペニーを支払うから、この食物賃租は合計で右のごとく 20s. 3d. となる。当コモータの場合には隷属民はテナントを有っていないが、Gaimneirch コモータに関する記述からは、隷属民とされる者が自己のテナントを有ったであろうことも十分推察しうる (Surrey, f. 42)。それはともかく、一方には自己のテナントをもつ者が一三人おり、他方にはそうしたテナントが七四人もいるとあった。この土地保有上の階層分化は、そこにいかなる関係をつくりだしていたのであろうか。ヴィノグラードでは、こうしたテナントと呼ばれる者を casual settlers, squatters 或は「同時代のイングリッシュのマナ記録にみられる(83)りあがられる undersettlers」といった階層に比定して、(83)として、保有者とそのテナントとの関係を、領主・農奴関係と

いった次元で考えるのは誤りである、ともいつている。だが私は、このテナントを氏族の「家産的」な農業労働者と見做すよりは、かはいちおうは、独立の土地保有農民としての「小作人」と考えたい。というのは、このような推論を可能ならしめる手掛りが史料に見出されるからである。

Uwchdulas 11パーチの Tŷnyan 村に、'Wryyon Eedn' と呼ばれる Ken' ap Ior' ap Goug' 氏族の一四人が、村の三分の二を、領主法廷への出廷と軍役の二つの義務を負うだけで、保有している。このデンビー最大の氏族が以前一時的に占取していた当村の残りの三分の一は、いまその占有者であった一族の Gron' ap Heilin ap Ken' が戦争で死亡したために領主の没收地となっていた。史料はこの Gron' の土地について次のように記している。

'Et tertia pars eiusdem ville que fuit Gron' ap Heilin ap Ken' qui obit contra pacem est escacta domini simul cum omnibus aliis terris et tenementis que fuerunt eiusdem Gron' tam in dominico quam in servicio seu que fuerunt in manibus suis die quo obijt sive fuerint per viam de Tyrrypride vel quocumque alio modo &c.'

(Surrey, f. 269)

キルト Gron' の土地は《tenentes qui fuerunt Gron' ap Heilin》の頭書の下に、五つのパースル (parcelle) に分割されて、五人のテナントに貸し与えられている。そのうちの一人

にいつて史料はひきのやうに記している。

「Altha Vaghan 14. 6. 8. 時 Gron' ap Heilin かゝ Ard-
eth' のちりすへの奉仕のかわりにこれを払うことを条件
に貸出されている。パースルの土地を保有し、6s. 6d. を既
述の両期日に半分ずつ支払う。」(Survey, f. 270)

Gron' の Altha Vaghan との間の土地の貸借関係は、「地
主・小作」関係と考えられないであらうか。史料にはこうした
事例がほかに見出せないので、必ずしも断定できないかもしれ
ない。しかし、前の Isaled コモートの七四人のテナントが、
自由民や natiwi とも家を持たない例が数多くあるなかで
(Survey ff. 89—104, Trebrys 村を参照)、すべて家持ちであ
ったことは (ad domum cuiuslibet tenentis liberorum) 彼ら
がもともと自立的な経営を営む土地保有農民 (priadarii, the
holders of the land of a gwely) のちり自由な氏族員であ
ったように思われる。

この右の Gron' ap Heilin ap Ken' もその一員であつ
たと考えられる。Wyrlon Eden' に関して注目されることは、
彼らが「征服」前に、グイネッドの代々の部族王によって重
用され、その奉仕に対しては手厚い庇護が、王領地及び他の土
地の授与というかたちで与えられていた、そうした有力な一族
であったにもかかわらず、その地位、家産は「征服」によって
何ら打撃を受けることなく、「征服」後もひき続き、以前に彼
らが享受していた諸特権を認められたことである。(41) この一族

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の姿容

は、「征服」前に部族王の一族に次々有力な土地所有者にのし
あがりつてつたはかりか、一三三四年には、デムビー所領
最大の landed or gentry family となつてゐる。われわれは
この Wyrlon Eden' 一族の事例に在地の支配階級の社会的
連続をみるべきである。ロバートン (G. Roberts) は、彼らの
ようなジェントリー階級こそが、エドワード一世、同二世の治
世を特色づける在地の官職保有貴族 (official aristocracy) の
抬頭を代表するものであつたことを指摘してゐる。

たゞせば、Wyrlon Eden' と同じく Eddyfed Fychan の
子孫で、北部ウェイルズに勢力をもつ Sir Gruffydd Llywyd と、
南部の Sir Rhys ap Gruffydd は、エドワード二世と「折り合
ひ」の悪く有力直臣」との闘争におつて、同王に対して目覚つた
忠誠を示したつとで知られてゐる。或いはまた、Ynyr Fychan
(これは Sir Gruffydd Llywyd 一族の一員である) とか、こ
ろ者が、一二九四—五年の反乱の首謀者 Madog ap Llywelyn
を描えた手柄により、メリオネスシャーの Tal-y-bont コモートを
与えられてゐる。(42)

われわれはこうした事例により、「征服」後の新体制、つま
り「植民地支配」体制を「下から」支える社会層として、在地
の共同体を代表するようなジェントリー階級が形成されつた
ことを理解するのである。

(1) 前掲拙稿を参照されたい。なお、イリーの意味に関して私と
同じ理解を示すものとして、Roberts, *op. cit.*, pp. 180—1 を参

- 照。拙稿と異なる解釈を示すものとして、永井一郎「チンビー所領調査録」に見られる Gwely のことについて『国字源流辞書』第三巻第一号、一九七五年版も参照せられた。
- (2) Vinogradoff and Morgan, *op. cit.*, Introduction, pp. XXVI, XXVIII.
- (3) J. B. Smith, 'Crown and Community in the Principality of North Wales in the Reign of Henry Tudor', *Welsh H. R.*, Vol. 3, No. 2, 1966; Owen, *Thesis*, p. 114. 因にドキーヤクスの所領収入内訳の雑感を参照せられた。
- (4) Smith, *ibid.*, p. 147.
- (5) Smith, *ibid.*, p. 147.
- (6) 前掲拙稿に於ける扱察史の整理を参照。
- (7) W. Rees, *South Wales and the March*, p. 147. 共同体成員としての「特定の上級」による側面を扱察史の中心として述べられている。p. 206.
- (8) 田中臣義「フニンゴロサタンノ社会主義の封建化」岩波雑誌『世界歴史』第七巻(岩波書店「再版」一九七四年)所収。参照。
- (9) J. E. A. Jolliffe, *Pre-feudal England: The Jute* (Oxford, 1933), pp. 19—20.
- (10) 松尾太郎「前掲書」頁註(5)
- (11) T. P. Ellis, *The Welsh Tribal Law and Custom in the Middle Ages*, 2 vols. (Oxford, 1926), Vol. I, chap. V.
- (12) Ellis *ibid.*, Vol. I, esp. p. 234 8 5.
- (13) T. J. Pierce, 'Landlords in Wales, the Nobility and Gentry', in *The Agrarian History of England and Wales*, Vol. IV, ed. J. Thirk (Cambridge, 1967); L. O. W. Smith, *The Lordship of Chirk and Oswestry, 1282—1415* (unpublished Ph. D. Thesis, University of London, 1970).
- (14) 前掲拙稿を参照せられた。
- (15) L. O. W. Smith, *ibid.*, chap. VI, 'landholdings and inheritance'.
- (16) L. O. W. Smith, *ibid.*.
- (17) Ellis, *op. cit.*, Vol. I, chap. VIII; Jolliffe, *op. cit.*, pp. 19—20; A. R. H. Baker, 'Field System in Medieval Kent' in *Studies of Field Systems in the British Isles*, ed. A. R. H. Baker and R. Butlin (Cambridge, 1973), p. 408.
- (18) 三隈孝次郎の扱察史の雑感を扱察史に關しては、Ellis, *ibid.*, Vol. I, pp. 233, 243—4; Vinogradoff and Morgan, *op. cit.*, p. 313.
- (19) Ellis, *ibid.*, Vol. I, p. 252.
- (20) Baker, *op. cit.*, p. 408.
- (21) J. B. Smith, *op. cit.*, p. 148.
- (22)(23) Vinogradoff and Morgan, *op. cit.*, p. 100, note w.
- (24) Vinogradoff and Morgan, *ibid.*, p. 203, note g.
- (25) 前掲拙稿を参照。
- (26) Ellis, *op. cit.*, Vol. I, pp. 246—7; D. H. Owen, 'Tenuerial and Economic Developments in North Wales in the Twelfth and Thirteenth Centuries', *Welsh H. R.*, Vol. 6, No. 2, 1972, p. 130.
- (27) Ellis, *ibid.*, Vol. I, p. 246.

- (28) L. O. W. Smith, *op. cit.*, pp. 305—23.
 (29) L. O. W. Smith, *ibid.*, p. 219.
 (30) Owen, *ibid.*, pp. 132—34.
 (31) Owen, *ibid.*, p. 133.
 (32) T. J. Pierce, 'Medieval Cardiganshire—A Study in Social Origins' in *Medieval Welsh Society: Selected Essays by T. J. Pierce*, ed. J. B. Smith (Cardiff, 1972), p. 324.
 (33) Cf. Vinogradoff and Morgan, *op. cit.*, f. 147; Pierce, *ibid.*, p. 304. イーリーを解体せしめた大きな原因として、分割相続制度と貢租の金納化とを重視するのが、ヒューズである。
 (34) Baker, *op. cit.*, p. 408.
 (35) J. B. Smith, 'Crown and Community', p. 146.
 (36) Ellis, *op. cit.*, Vol. I, pp. 130—4.
 (37) Pierce, 'landlords in Wales', pp. 357—8.
 (38) Vinogradoff and Morgan, *op. cit.*, ff. 42, 148.
 (39) Vinogradoff and Morgan, *ibid.*, p. XCIX.
 (40) Vinogradoff and Morgan, *ibid.*, Table II.
 (41) Roberts, *op. cit.*, p. 304; Owen, *Theses*, p. 145; do., 'The Englishry of Denbigh', p. 59.
 (42) Roberts, *ibid.*, pp. 304—5.
 (43) Roberts, *ibid.*, pp. 186, 306.

五 むすび

十三世紀から十四世紀にかけて、イーリー制度を、そして血

北部ウェイルズの「植民地化」とケルト的土地所有の変容

縁共同体を、解体に導きつつあった原動力が、基本的には共同体内部の「土地の私的占取」の進展であるという認識は、それ自体としては首肯されねばならない。しかしながら、問題は、領主経済の危機に見舞われた段階のイングランド封建制による「植民地支配」の中で、その過程が進んだことにある。

イーリーの解体は、従ってまた血縁共同体の解体は、その歴史的性格からみれば、イングランド経済史のうえでのいわゆる「農民層の分解」の前段階に位置するものであり、ちょうどアングロサクソンのハイド的土地所有の分解に比せられるべきものである。ハイドの場合には、一方に封建的領主層を析出しつつ、他方にはかかる領主層による封建的土地所有の下での自立的経営単位たる「小農民経営」||いわゆるフーフエ農民をつくり出す、というかたちで、分解が行なわれたといえるであろう(「封建的分解」)。

ところが十四世紀のケルトのイーリーの解体は、多かれ少なかれ未だ血縁共同体——氏族もしくは家族共同体——との結びつきを保ちながらも、徐々に地縁化されつつある諸個人による零細・小土地保有を一方の極に大量に集積しつつ、他方の極には、大氏族(官職保有貴族、土地貴族)による大土地所有||土地集積を生み出した。しかもこの場合、後者は前者を自己の農奴ならざる「小作人」となしつつ、自らは、イングランドの「地代取得者」階級||前近代的「地主」の利害に同一化してゆくのである。